

# 原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて

輸出注意事項 12 第 14 号・平成 12・03・16 貿局第 3 号

平成 12 年 3 月 30 日 貿易局

改正 輸出注意事項 2020 第 42 号・20201221 貿局第 1 号

令和 2 年 12 月 28 日 貿易局

平成 12 年 3 月 30 日付け通商産業省告示第 153 号(原子力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項を定める件)により、上記貨物を輸出した者が提出する報告書の取扱いについて下記のとおり定め、平成 12 年 3 月 30 日から施行します。

## 記

### 1 提出書類

輸出通関等実績報告書(別紙様式) 1 通

### 2 提出先と受付時間

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課

毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 5 時まで(郵送も可)

(郵送先)

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号宛て

### 3 提出期限

輸出通関後 1 月以内(ただし、当日が休祝日の場合はその翌日)とする。ただし、本注意事項の施行日までに輸出通関した者については、平成 12 年 5 月 1 日までに提出すること。

### 4 報告対象

平成 12 年 1 月 1 日以降に輸出通関したもの

原子力関連貨物の輸出通関等実績報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
会社名  
代表者氏名  
担当者名  
電話番号

| 輸 出 貨 物 名 | 貨物の性質及び形状（製造者及びその住所を含む） | 数量 | 仕 向 地（使 用 予 定 場 所を含む） | 輸 出 通 関年月日 |
|-----------|-------------------------|----|-----------------------|------------|
|           |                         |    |                       |            |
|           |                         |    |                       |            |

- (注) 1 「輸出貨物名」欄には、貨物名並びに当該貨物が該当する「核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書(以下「議定書」という。)」の附属書Ⅱに掲げる特定の設備及び資材の番号を貨物毎に記載すること。
- 2 「貨物の性質及び形状」欄には、当該貨物を特定できるように、当該貨物の性質、形状、型、等級等の主要な仕様、当該貨物の製造者及びその住所等を記載すること。なお、議定書第二条 a (vi)に規定する原料物質においては、化学的組成も記載すること。
- 3 「数量」の欄には、個数、重量等、単位とともに記載すること。なお、議定書第二条 a (vi)に 規定する原料物質の単位は「元素トン数(U又はT h)」とする。
- 4 「仕向地」欄には、その貨物の使用予定場所(企業名、住所等)を記載すること。第 3 国を経由する場合には、経由国も記載すること。
- 5 用紙の大きさは、A 列 4 番横長とする。